平成 24 年海事代理士口述試験問題及び模範解答

【船舶法】

凡例:「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登令」とは、船舶登記令をいう。

問 抹消登録を行わなければならない場合において、船舶所有者がその手続き を行わないときに取られる措置について述べよ。(法 14 条)

(模範解答)

管海官庁は、1ヶ月以内に抹消登録の手続きを行うべきことを、船舶所有者 に催告し、正当な理由なくしてなお船舶所有者が手続きを行わないときは、 職権をもって抹消の登録を行うことができる。

問 日本船舶の国籍要件について全て述べよ。(法1条)

(模範解答)

- ・官公庁船(国又は地方公共団体の所有する船舶)
- ・日本人の所有する船舶
- ・日本の法令で設立した会社であって、当該会社の代表者(代表取締役)の全員及び業務を執行する役員(代表取締役を含む取締役)の3分の2以上の者が日本人であるものの所有する船舶
- ・日本の法令で設立した法人(会社を除く。)であって、当該法人の代表者 の全員が日本人であるものの所有する船舶
- 問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について全て述べよ。(法 5条/2)

(模範解答)

船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は 4 年を、総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は 2 年を、 木製船舶は 1 年を、経過した後、国土交通大臣の定める期日(又は船籍港 を管轄する管海官庁により延期された期日)

問 仮船舶国籍証書の有効期間の定め方について全て述べよ。(法 17 条、18 条、 則 38 条)

(模範解答)

外国において交付する場合は1年以内、国内において交付する場合は6ヶ月以内で、船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について全て述べ よ(法14条、則35条、36条)

(模範解答)

- ・船舶登録を抹消した場合
- ・船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ・仮船舶国籍証書の交付を受けた場合
- 問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手 続について述べよ。(法9条、10条、11条、則31条、35条)

(模範解答)

船舶所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に、総トン数の改測を申請し管海官庁に変更登録を申請しなければならない。また変更登録申請と同時に、船舶国籍証書の書換を申請し書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない

問 管海官庁の窓口において船籍港の変更を申請する場合の手数料の納付方法 について述べよ。(則 49 条)

(模範解答)

登録手数料納付書に、船舶の名称、登録の区分及び手数料額を記載し、手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 船舶に標示すべき事項について「船名」「船籍港」以外全て述べよ。(法 7 条、則 44 条)

(模範解答)

- ・船舶の番号(船舶番号)
- 総トン数
- ・ 喫水の尺度
- 問 信号符字を点附する船舶について述べよ。(則 18条)

(模範解答)

総トン数 100 トン以上の船舶または総トン数 100 トン未満の船舶で、船舶 所有者から申請のあったもの

問 船舶法による総トン数の測度や登録に関する規定が適用されない船舶について述べよ。(法 20条)

(模範解答)

- ・総トン数20トン未満の船舶
- ・端舟(推進機関及び帆船にあっては帆装を有しないもの)
- ・櫓櫂のみをもって運転する舟
- ・主として櫓櫂をもって運転する舟

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者の住所に変更があった場合 の手続きについて述べよ。(法 10 条、11 条、則 31 条、35 条、登令 4 条) (樟節解答)

船舶所有者は船籍港を管轄する登記所に、所有者住所の変更の登記を申請し管海官庁に、変更登録を申請しなければならない。また変更登録申請と同時に、船舶国籍証書の書換を申請し書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない

問 管海官庁の窓口において船舶原簿の閲覧を申請する場合の手数料の納付方 法を述べよ。(則 51 条)

(模範解答)

申請書に、手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 仮船舶国籍証書の交付を受けられる場合について全て述べよ。(法 13 条、 15 条、16 条、17 条、19 条)

(模範解答)

- ・外国の港に碇泊中に、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは 毀損し、又は記載事項に変更があった場合
- ・外国に航行する途中に船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは 毀損し、又は記載事項に変更があった場合
- ・日本国内において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域外 に船籍港を定める場合
- ・外国において船舶を取得した場合
- ・仮船舶国籍証書の有効期間を超え、やむを得ない事由がある場合
- 問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続き について述べよ。(法4条、5条、登令4条)

(模範解答)

船舶所有者は、日本国内に船籍港を定め、船籍港を管轄する管海官庁に、 当該船舶の総トン数の測度を申請し、船籍港を管轄する登記所に、当該船 舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。その後、管海官庁に当 該船舶の登録を申請しなければならない。

問 管海官庁の窓口において登録事項証明書の交付を申請する場合の手数料納 付方法について述べよ。(則 51 条)

(模範解答)

申請書に、手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合についてそれぞれ述べよ。 (法 11 条、12 条)

(模範解答)

- ・船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合
- ・船舶国籍証書が毀損した場合
- ・船舶国籍証書が滅失した場合

【船舶安全法】

問 高速船を除く国際航海に従事する総トン数5トン以上の旅客船が、定期的 に受けなければならない中間検査の種類及びその時期を述べよ。

(模範解答)

第1種中間検査: 検査基準日の3月前から検査基準日までの間

問 船舶安全法及び法に基づく命令中、船舶所有者に関する規定が船舶借入人 に適用される場合を述べよ。

(模範解答)

船舶貸借の場合

問 総トン数 20 トン以上の船舶について、初めて定期検査に合格した際に交付 される書類で、船内に備えおかなければならないものを 2 つ述べよ。

(模範解答)

- 船舶検査証書
- 船舶検査手帳
- 問 船舶安全法第5条の規定による船舶検査を行う管海官庁が、関東運輸局長 となる場合を2つ述べよ。

(模範解答)

- ・関東運輸局長が管轄する地で受検する場合
- ・本邦外で受検する場合
- 問 小型船舶以外で船舶検査証書の有効期間が6年となる船舶を述べよ。 (模範解答)
 - ・旅客船を除く平水区域を航行区域とする船舶
- 問 船舶安全法第8条の船舶が受有する船舶検査証書について、有効期間が経 過する前に、その有効期間が満了する場合を2つ述べよ。

(模範解答)

- ・船級の登録を抹消された場合
- ・旅客船となった場合
- 問 船級協会の検査を受け、船級の登録を受けた船舶のうち、初めて船舶検査 証書の交付を受ける場合に、船舶検査証書交付申請書に添付しなければなら ない書類を2つ述べよ。

(模範解答)

- ・船級協会の登録を受けている旨の証明書
- ・船級協会の検査に関する事項を記録した書類

問 総トン数 20 トン未満の小型船舶のうち、船舶検査を管海官庁が行うのはど のような船舶か 2 つ述べよ。

(模範解答)

(下記のうちいずれか2つ)

- ・国際航海に従事する旅客船
- ・満載喫水線の標示をすることを要する船舶
- 危険物ばら積船
- 特殊船
- ・結合した二の船舶
- 係留船
- ・本邦外にある船舶
- 問 船舶安全法施行規則における漁船とはどのような船舶のことか2つ述べよ。 (模範解答)

(下記のうちいずれか2つ)

- ・もっぱら漁ろうに従事する船舶
- ・ 漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- ・もっぱら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶
- もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取り締まりに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
- 問 臨時検査を受けるべきときに、第2種中間検査を受検することで、臨時検 査を受検する必要がなくなるのはどのような場合か述べよ。

(模範解答)

臨時検査を受けるべき事項が第2種中間検査の検査事項のみである場合

【船員法】

凡例:「法」とは、船員法をいう。

問 海員の定義を述べよ。(法第2条)

(模範解答)

海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

問 法第 10 章の療養補償、傷病手当、予後手当等を総称して「災害補償」とい うが、船舶所有者が災害補償の責を免れるのはどのような場合か。 (法第 95 条)

(模範解答)

災害補償を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきとき。

問 船員法上の「妊産婦」の船員とは、妊娠中の女子船員のほかどのような船 員をいうか。(法第88条)

(模範解答)

出産後一年以内の女子船員。

問 法第31条の規定により、船員法で定める基準に達しない労働条件を定める 雇入契約は、その部分については、無効となる。この場合の雇入契約の無効 の部分の取扱いはどうなるか。(法第31条)

(模範解答)

船員法で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

問 法第68条の規定により、船長の命令による海員の作業のうち、時間外労働 による割増手当が適用除外となる作業を2つ挙げよ。(法第68条) (模範解答)

(下記のうちいずれか2つ)

- ・命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶 救助するため緊急を要する作業。
- ・防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業。
- ・航海当直の通常の交代のために必要な作業。

問 予備船員の定義を述べよ。(法第2条)

(模範解答)

予備船員とは、(法第一条第一項に規定する)船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

問 法第 100 条の規定により、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効となる。この場合の雇入契約の無効の部分の取扱いはどうなるか。(法第 100 条)

(模範解答)

就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

問 妊産婦の船員の一日当たりの労働時間の原則について述べよ。 (法第88 条の2の2)

(模範解答)

一日当たり8時間以内。

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

凡例:「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。 「施行令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。 「省令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 海技免状の有効期間を述べよ。(法第7条の2第1項)

(模範解答)

· 5年

問 海技免状の更新は有効期間が満了する日を基準にいつから可能か述べよ。 (省令第9条の5第1項)

(模範解答)

- ・(有効期間が満了する日)以前1年以内
- 問 日本船舶のうち法が適用除外となる船舶の長さ及び出力を述べよ。(省令第 2条第2項第1号)

(模範解答)

- ・長さ3メートル未満であり、推進機関の出力1.5キロワット未満の船舶
- 問 日本船舶のうち法が適用除外となる船舶は長さ及び推進機関の出力による 規定以外にどのような船舶があるか2つ述べよ。(法第2条第1項、省令第2 条第2項等)

(模範解答)

(下記のうちいずれか2つ)

- ろかいのみをもって運転する船
- 係留船
- 被えいはしけ

など

問 一級小型船舶操縦士一人で操船可能な航行区域を述べよ。(法第 23 条の 35 第1項、施行令第 11 条第1項、省令第 125 条)

(模範解答)

- ・海岸から100海里(マイル)以内水域
- ・沿海区域の境界からその外側80海里(マイル)以内の水域
- 問 二級小型船舶操縦士で操船可能な航行区域を述べよ。 (施行令別表第2備 考2第1号、省令128条第1項第2号)

(模範解答)

・海岸から5海里(マイル)以内

問 この法の船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合は誰に適用されるか 述べよ。(法第3条)

(模範解答)

- •船舶管理人
- 問 この法の船舶所有者に関する規定は、船舶貸借の場合は誰に適用されるか 述べよ。(法第3条)

(模範解答)

- 船舶借入人
- 問 操縦免許の限定の種類を 2 つ述べよ。(法第 23 条の 3、省令第 68 条、省令 第 69 条)

(模範解答)

- 技能限定
- 設備等限定
- 問 海技免許の限定の種類について2つ述べよ。(法第5条)

(模範解答)

(下記のうちいずれか2つ)

- 履歷限定
- · 船橋当直限定、機関当直限定
- •機関限定
- 問 海技士に関する申請手続きの種類を3つ述べよ。(例:限定の解除に関する申請)(条は以下のとおり)

(模範解答)

(下記のうちいずれか3つ)

- ・海技免許に関する申請(省令第3条)
- ・海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正に関する申請(省令 第7条)
- ・海技免状の有効期間の更新に関する申請(省令第9条の5)
- ・海技免状の失効再交付に関する申請(省令第9条の8)
- ・海技免状の滅失等再交付に関する申請(省令第10条)
- ・海技試験に関する申請(省令第37条)

問 小型船舶操縦士に関する申請手続きの種類を3つ述べよ。(例:限定の解除 に関する申請)(条は以下のとおり)

(模範解答)

(下記のうちいずれか3つ)

- ・操縦免許に関する申請(省令第66条)
- ・小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正に関する申請(省令第73条)
- ・操縦免許証の有効期間の更新に関する申請(省令第80条)
- ・操縦免許証の失効再交付に関する申請(省令第85条)
- ・操縦免許証の滅失等再交付に関する申請(省令第86条)
- ・操縦試験に関する申請(省令第99条)